

株式会社 まなびや園 一般事業主行動計画

(令和3年3月15日策定)

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計
画を策定する。

1. 計画期間 令和3年 3月16日～令和8年 3月15日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など
制度の周知と、さらなる利用促進施策を行う。

<対策>

●令和3年4月～育児休業取得希望者および子育て中の社員を対象にした講習会を、時
季を定めて定期的に行う。

●令和3年4月～ 制度利用に関する相談担当者を、各事業所に1名以上配置する。

●令和3年4月～ 制度に関するパンフレット等を、機会を捉えて社員に配布する。

特に男性社員に対し育児休業制度について周知し、対象社員を把握した場合には改めて
上長から制度の詳細について情報提供を行うなど、男性の育児休業取得率向上を図る。

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職等の研修を行う。

<対策>

●令和3年4月～ 管理職に対し、定期的に研修を実施する。

●令和3年4月～ 新任の管理職に対し、随時研修を実施する。

目標3：職業生活と家庭生活の両立をしやすい環境を整え、社員への支援を行う。

<対策>

●令和3年4月～ 年次有給休暇の取得率平均60%以上を目指す。

●令和3年4月～ 「地域限定社員制度」の周知に勤め、希望者を把握し、利用を促す。

目標4：所定外労働時間を一人あたり最大月30時間までに抑制する。

<対策>

●令和3年4月～ 所定外労働を削減するため、月別、週別、日別の業務管理を徹底し、
所定外労働時間を一人あたり最大月30時間までに抑制する。